

**「新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）」業務委託
令和4年度企画提案募集要項**

1 業務委託名

「新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）」業務委託

2 目的

多くの県内企業は自社で経験を培ってきたビジネス分野以外で、新事業を実施した経験がなく、新規事業に必要な事業計画、研究・開発、販路開拓等に求められる知識やノウハウについても、自社単独で対応せざるを得ないことから、新規事業が思うように進まず、事業計画に沿った結果に結びついていない。

このように、県内企業が自社単独で新規事業を実施することは極めて難しい状況にあることから、新規事業専門のコンサルタントより、事業計画のPDCAや課題解決の手法、資金調達の相談等、企業に寄り添った状況に応じた伴走型のコンサルティングを行い、事業計画に沿った着実な事業実施を支援する。

3 事業内容及び仕様

別紙（「新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）」業務委託仕様書）のとおり

4 委託先の選定

企画提案方式によるものとする。

5 委託金額

上限 13,477千円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

7 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類

企画提案書は、A4版又はA3版の折込みとし、以下のとおりとする。

「番号2」から「番号7」までは、原本1部及びコピー5部の提出

番号	提出書類の名称	様式	内容等	提出部数
1	参加申出書	様式1	法人（団体）名、住所、代表者名、担当者名等を記載すること。	1部
2	応募書	様式2	法人（団体）名、住所、代表者名、担当者名等を記載し、法人登記印を押印すること。	6部
3	誓約書	様式3	表面 誓約書 裏面 役員名簿	6部

4	企画提案書	任意様式	企画内容及び業務スケジュール等を示すこと。 企画提案者が行うコンサルティング支援の特徴や様子が分かるイメージ図やポンチ絵等を入れること。	6部
5	実施体制書	任意様式	本事業を実施するに当たっての人的体制を示すこと。(氏名, 役職, 業務分担内容など)	
6	見積書 (事業費内訳書)	任意様式	事業費の総額, 内訳が分かるように記載すること。	
7	法人の概要書	任意様式	代表者, 所在地, 事業内容, 役員等を記載すること。 (企業概要パンフレット等を添付すること。)	
8	類似業務実績書	任意様式	直近3ヶ年程度の類似業務を受託実施した事業の有無(ある場合は事業名, 委託先, 内容等を記載すること。)	
9	決算書	任意様式	直近の2期分を添付すること。	

(2) 提出方法

郵送、宅配便又は持参。※FAX や電子メールは不可

(3) 提出期限

令和4年4月27日(水)17時必着

ただし、「提出書類」のうち、「応募書類 様式1(参加申出書)」は、令和4年4月20日(水)17時までに電子メール(押印済みのPDF版)により電子メールにより提出すること。

(4) 問い合わせ、参加申出書、企画提案書等の提出先

公益財団法人かごしま産業支援センター 産業振興課 担当(神川, 豎山)

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1

TEL:099-219-1272 FAX:099-219-1279 メールアドレス:ikusei@kisc.or.jp

(5) 企画提案書についての留意事項

- ① 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- ② 企画提案書の作成、提出等に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しない。また、提出後の訂正は認めない。
- ④ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら改めて事業内容を決定する。

なお、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

8 企画提案競技に必要な資格

以下の（１）から（４）に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２） 経営不振の状態にない者であること。
- （３） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- （４） 暴力団員等を構成員に含まない、また暴力団等と取引がないこと。

9 審査・選考方法等

（１） 審査・選考方法等

選定委員会（かごしま産業支援センター内に設置）を開催し、書類審査の上、最も事業効果が高いと認められる企画提案書を提出した応募者を、契約の相手方として決定する。

（２） 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めることとする。

- ① 事業の趣旨、内容に添った企画提案書であること。
- ② 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- ③ 必要経費などが適正に計上されていること。

10 選考結果と契約の締結

（１） 選考結果

選考結果は、全ての提案者に対して文書にて通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

（２） 契約の締結

選考により決定した相手方と契約を締結する。

委託契約の締結に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、契約予定者とかごしま産業支援センターは、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととする。

11 実績報告書の提出・経費の支払等

（１） 事業報告及び完了検査

契約を締結した事業者は、事業完了後、次に掲げる書類を提出し、かごしま産業支援センターの完了検査を受けるものとする。

- ① 実績報告書
- ② その他必要書類

（２） 事業費の請求及び支払

完了検査に合格したものに限り契約額の支払いを行う。

12 事業のスケジュール（予定）

令和 4 年 4 月 27 日（水） 企画提案書の提出期限
5 月 16 日（月） 委託契約の締結（事業開始）